

文化・スポーツの事務移管について

1 文化・スポーツの事務を市長部局へ移管する考え方

(1) 移管の考え方

当市における生涯スポーツの事務については、チャレンジデーやスポーツレクリエーション活動による健康づくりを促進する事業のほか、スポーツイベントを通じた交流人口の拡大・地域活性化など、スポーツ振興と地域振興が一体として行われている例が多くなってきている。

また、ノーマライゼーションという言葉のいらないまちづくりアクションプランにて策定した「文化・スポーツを通じた交流と多様性理解の促進」を展開していくうえでも障がい福祉部門との連携が求められる。

また、文化振興の事務は、これまでの「個の学び」を、地域づくりやまちづくりに生かしていただくといった視点が重要であり、自主的な創作活動グループの活動支援や日頃の創作活動の成果を発表する市民芸術祭の開催など、文化芸術活動に携わる市民が増えることによって地域のつながりや生きがいづくりも図られることから、子育て、介護予防、高齢者教室や伝統芸能継承、地域づくりなど、市長事務部局の政策と連携強化が必要となっている。

これらのことから、市長事務部局で実施する事業との連携調整や一体的な事業展開を行うことによって、より効果が高められることが見込まれる。

さらに、法律上、文化・スポーツに関する事務を市長が担当できる規定が明文化されており、また、文部科学省の中央教育審議会では、「首長から独立して執行させなければならない必然性は薄い」と指摘していることを踏まえ、協働のまちづくりの推進、市長事務部局の各種事業との連携の観点から、文化・スポーツに関する事務は、市長において事務執行を行うこととする。

(2) 文部科学省中央教育審議会の答申

文部科学省の中央教育審議会では、「今後の地方教育行政の在り方について（平成25年12月13日）」において、「文化財保護を除く文化に関する事務や学校体育を除くスポーツに関する事務」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律上すでに、条例により首長が担当することを選択できるように規定していることから、首長から独立して執行させなければならない必然性は薄いと判断し、「原則として首長の事務に移管する」と答申している。

(3) 県内他市の文化・スポーツの事務移管の状況

文化・スポーツの事務は社会教育にかかる事務よりも、県内を含め全国的に首長において行っている自治体が多い。

市名	教育行政の権限	
	生涯学習・社会教育	文化・スポーツ
花巻市、北上市、奥州市 一関市、釜石市、八幡平市	市長（補助執行）	市長（条例）
盛岡市	教育委員会	市長（条例）
遠野市	市長・教育委員会（併任）	市長・教育委員会（併任）

※ 大船渡市でも平成 31 年度より首長部局に移管することを検討中

・ 全国的な状況

文部科学省の「教育委員会の現状に関する調査（平成 28 年度）」によると、教育委員会の権限に属する事務を首長が処理している状況は、次のとおりである。

区分	生涯学習	社会教育	文化	スポーツ
都道府県	22.4%	20.9%	70.2%	62.7%
市町村	7.9%	7.9%	13.9%	14.5%

2 文化・スポーツの事務移管の根拠、手続き

(1) 教育委員会と首長の職務権限の特例の規定（第 23 条）

平成 19 年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、文化・スポーツに関する事務について、地域の実情や住民のニーズに応じて、「地域づくり」という観点から他の地域振興等の関連行政とあわせて地方公共団体の長において一元的に所掌することができることとする趣旨から、次のような改正が行われた。

	文化	スポーツ
改正内容（抜粋）	第 23 条 地方公共団体は、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。 (1) スポーツに関すること（学校における体育に関するものを除く。）。 (2) 文化に関すること（文化財の保護に関するものを除く。）。 2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。	
移管できない事務	文化財保護に関する事務	学校体育に関する事務

なお、従前のおり、文化・スポーツに関する事務の一部については、地方自治法第 180 条の 7 の規定により、教育委員会は、当該地方公共団体の長の補助機関である職員等に委任し、あるいは長の補助機関である職員等をして補助執行させることができる（19 文科初第 535 号、文部科学事務次官通知）。